

## 令和4年度 WELCOME糸島キャンペーン事業参加店舗募集要領

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内観光事業者（宿泊施設、飲食店、クラフト工房、物産・土産物店など）を支援するため、地域の観光消費を喚起し、市内観光業の活性化を図ることを目的とします。

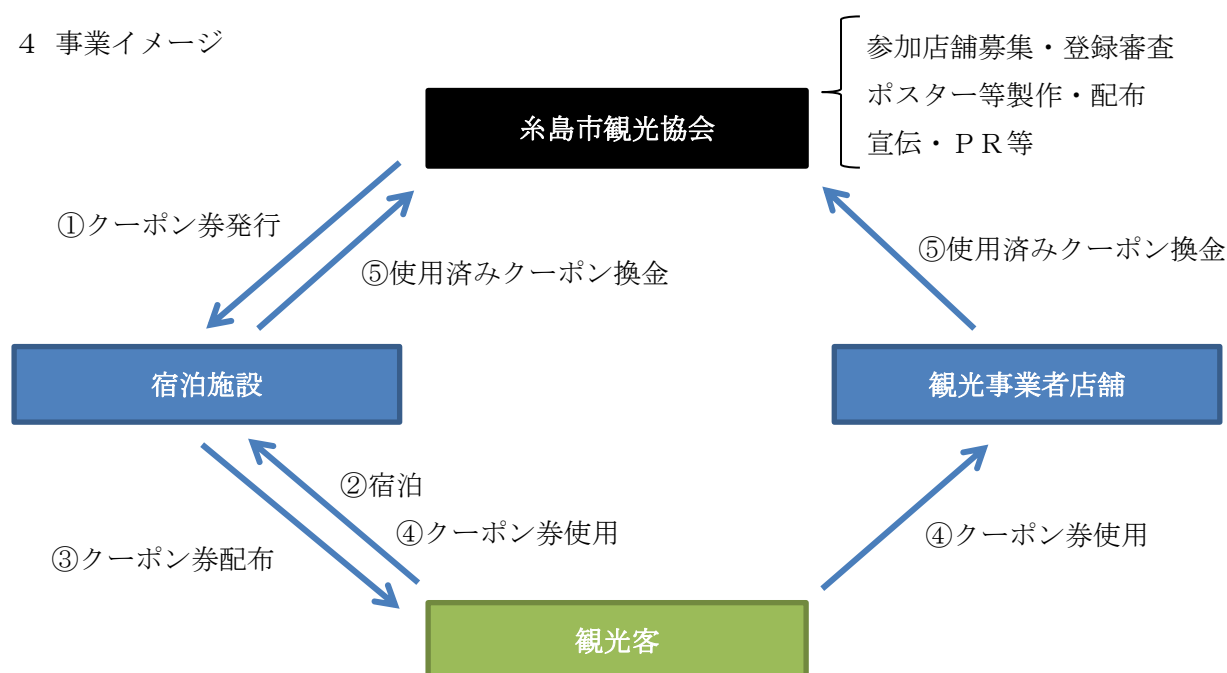
### 2 事業の内容

糸島市内観光事業者店舗で利用可能なクーポン券を発行し、市内宿泊施設に宿泊する観光客に配布します。※事業の実施にあたって事業者さまにご負担いただく費用などはありません。

### 3 クーポン券について

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 名称      | WELCOME糸島クーポン(以下「クーポン券」という。)   |
| (2) 発行者     | 一般社団法人糸島市観光協会 (以下「糸島市観光協会」という。)  |
| (3) 発行額     | 4,000万円  |
| (4) 発行部数    | 8,000冊   |
| (5) クーポン券額面 | 1冊5,000円 ※宿泊施設での宿泊代金支払いに使えるクーポン3,000円分+その他観光事業者店舗で使えるクーポン2,000円分 (500円×4枚) |
| (6) 配布期間    | 令和4年7月1日から令和5年1月31日まで (無くなり次第終了)   |
| (7) 使用期間    | 令和4年7月1日から令和5年1月31日まで  |
| (8) 配布対象者   | 糸島市内の本事業登録宿泊施設に宿泊をした者  |
| (9) 配布場所    | 糸島市内の本事業登録宿泊施設   |

### 4 事業イメージ



## 5 クーポン券の使用対象にならないもの

- (1) 商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入
- (2) たばこ
- (3) 国や地方自治体への支払い（宿泊税など）
- (4) 現金との換金
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第2 条に規定する営業に係る支払い
- (6) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) クーポン券の交換又は売買

## 6 参加店舗の登録資格

糸島市内に店舗、事業所等を有する観光事業者とし、次の（1）から（7）に該当する事業者を除いたもので、糸島市内の店舗、事業所等に限り参加店舗として登録できるものとします。ただし、宿泊事業者は、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅に限ります。

- (1) 主に日用品を販売する事業者（コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット、ホームセンターなど）
- (2) 大手企業のチェーン店、フランチャイズ店
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (5) 上記「3 クーポン券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (6) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (7) その他、本事業の趣旨とそぐわないと糸島市観光協会が判断した事業者

## 7 参加店舗の責務等

- (1) 参加店舗の新型コロナウイルス感染症対策については、業種別のガイドラインを遵守し、十分な感染防止策を講じてください。また福岡県の感染防止宣言ステッカーに申請し、店舗の入り口など目立つ場所に提示してください。

感染防止策の実施状況について、抜き打ちの現地調査を行う場合があります、あらかじめご了承ください。

- (2) 参加店舗であることが明確になるよう、キャンペーンのポスター、ステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。

- (3) 持ち込まれたクーポン券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに糸島市観光協会まで報告してください。
- (4) クーポン券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。また、不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) クーポン券の交換及び売買は行なわないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。
- (6) 参加店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 受け取ったクーポン券は他店で使用せず、必ず換金してください。
- (8) 受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は参加店舗の責任とします。
- (9) 福岡県暴力団排除条例及び糸島市暴力団排除条例を遵守してください。

## 8 参加店舗登録手続について

### (1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、下記の書類を糸島市観光協会まで郵送または直接持参してください。

- ①参加店舗登録申請書 兼 誓約書
  - ②振込を希望する口座の通帳写し（※見開き1ページ目、表面）
  - ③旅館業営業許可証もしくは住宅宿泊業（民泊）の標識の写し（※宿泊事業者のみ）
- ※登録手数料は不要

### (2) 申請書の提出先

一般社団法人糸島市観光協会 〒819-1116 福岡県糸島市前原中央1-1-18

### (3) 一次申請期間 令和4年5月26日から令和4年6月15日まで

その後も随時申請を受付けます。

### (4) 申請後の審査

申請のあった事業者は、糸島市観光協会の審査を経て、参加店舗として登録します。審査結果については、後日郵送で通知します。

### (5) その他

- ① 個別の店舗ごとに申し込んでください。糸島市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ② 審査結果の通知と合わせて、クーポン見本、店舗掲示用のポスター・ステッカー、使用済クーポン券の換金請求書等を郵送します。

## 9 換金について

### (1) 換金方法

毎月月末締めで使用済みクーポン券と換金請求書を糸島市観光協会へ提出してください。

※登録店舗ごとに、毎月1回の換金を上限とさせていただきます。ご了承ください。

### (2) 換金に必要なもの

- ①使用済クーポン券
- ②換金請求書

③宿泊者名簿（※宿泊事業者のみ）

※換金手数料及び振込手数料は不要

(3) 換金期間 令和4年8月1日から令和5年2月15日まで

窓口営業時間 9:00～17:00

※年末年始（令和4年12月29日～令和5年1月3日まで）を除く。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 入金までの日数

下表の期間中、換金受付後、概ね7日以内に指定された口座に糸島市観光協会から振り込みます。換金が集中した場合などは若干遅れる場合もありますので、予めご了承ください。

	換金受付期間	振込予定日
第1回（7月分）	8月1日（月）～8月15日（月）	受付から7日以内
第2回（8月分）	9月1日（木）～9月15日（木）	
第3回（9月分）	10月1日（土）～10月15日（土）	
第4回（10月分）	11月1日（火）～11月15日（火）	
第5回（11月分）	12月1日（木）～12月15日（木）	
第6回（12月分）	1月4日（水）～1月15日（日）	
第7回（1月分）	2月1日（水）～2月15日（水）	

## 10 参加店舗登録の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合や不正が判明した場合、換金の拒否や参加店舗の登録を取り消す場合があります。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、糸島市観光協会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

## 11 その他留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の再拡大や、その他の事由により事業を一時停止する等、事業期間を変更する場合があります。なお、事業の一時停止等により生じた損失の補填は行いません。
- (2) この「募集要領」に記載されていない事項は、糸島市観光協会へお問い合わせください。
- (3) 参加店舗情報（店舗名称、所在地、業種等、店舗ホームページURL）は、糸島市観光協会ホームページ内の本事業特設ページに一覧表を掲載し、随時更新します。

### <申込先及び問い合わせ先>

一般社団法人糸島市観光協会 〒819-1116 福岡県糸島市前原中央1-1-1 8

電話 092-322-2098 FAX 092-332-7508

担当：高田